

宝塚市告示第174号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第7条の3第1項第2号及び第6項の規定に基づき、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

平成28年(2016年)7月26日

宝塚市長 中川 智子

1 中間検査を行う区域

宝塚市全域

2 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

新築、増築又は改築に係る部分が、次に掲げる構造、用途又は規模のものとする。

- (1) 地階を除く階数が3以上の建築物で、3階部分の主要構造部を木造としたもの
- (2) 一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋又は共同住宅(居室を有しない附属建築物を除く。)で、その用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの
- (3) (2)に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、かつ、3以上の階数を有するもの(地階を除く階数が2以上であるものに限る。)

3 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表の左欄に掲げる主な構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる特定工程及び特定工程後の工程とする。

	主な構造	基礎工事に関する工程		建て方工事に関する工程	
		特定工程	特定工程後の工程	特定工程	特定工程後の工程
(1)	木造	階数が3以上である建築物の基礎(基礎ぐいを除く。以下この表において同じ。)の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートを打設する工事	柱、はり及び筋かいの建て方工事(枠組壁工法にあっては耐力壁の設置工事)	壁の外装工事又は内装工事
(2)	鉄骨造	階数が3以上である建築物の基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートを打設する工事	1階の鉄骨の建て方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事

(3)	鉄筋コンクリート造	階数が3以上である建築物の基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートを打設する工事	2階のはり及び床（平屋にあつては屋根床版）の配筋工事。ただし、当該工事を現場でおこなわないものは、2階の床版又は屋根床版の取付け工事	特定工程の配筋を覆うコンクリートを打設する工事
(4)	鉄骨鉄筋コンクリート造	階数が3以上である建築物の基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートを打設する工事	1階の鉄骨の建て方工事	柱又ははりの配筋工事
(5)	(1)項から(4)項までに掲げる構造以外のもの	基礎の配筋工事	基礎の配筋を覆うコンクリートを打設する工事	—	—

備考

この表の主な構造欄に掲げる複数の異なる構造を併用する建築物で、特定工程が2以上の工程を含むものにあつては、(1)項の工程が含まれるものは(1)項の工程を、それ以外のものはいずれか早期に終了する工程を特定工程とする。また、複数の工区に分けて施工する場合で、特定工程のいずれかの工程を2以上に分けて施工するものは、いずれか早期に終了する工程を特定工程とする。

4 適用

- (1) この告示の規定は、平成28年10月1日以降に法第6条第1項に規定する確認申請書又は法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物について適用する。
- (2) 建築物にかかる工事が法第7条の3第1項第1号に規定する工程を含む場合において、当該建築物については、この告示の規定（建て方工事に関する工程に係る部分に限る。）は適用しない。
- (3) 法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等を有するもの及び住宅の品質確保の促進に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受けるものについては、この告示の規定は適用しない。
- (4) 平成12年告示第7号、平成18年告示第316号及び平成23年告示第323号による特定工程及び特定工程後の工程の指定に該当する建築物は、この告示による特定工程及び特定工程後の工程の指定に該当する建築物とみなす。